



ゲレンデは健康な笑顔で一杯

広報

よいた

3月 No. 261

(昭和63年3月10日)

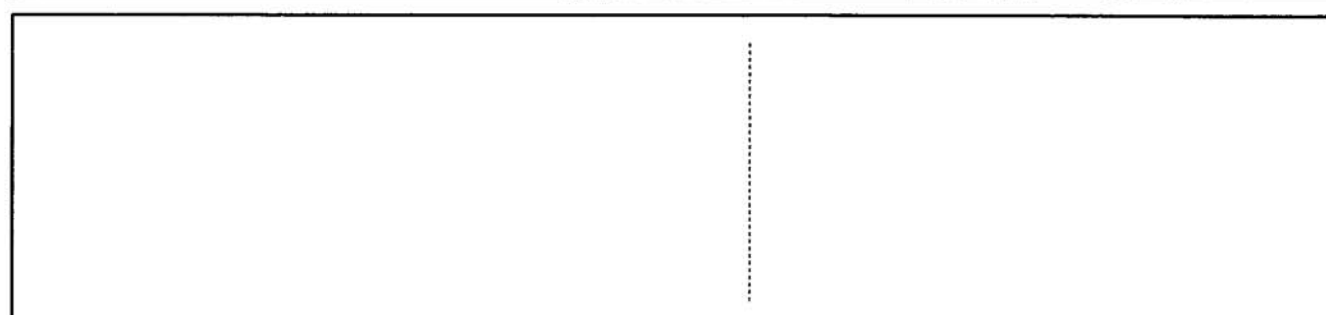
— 今月のページ —

医療費の上昇で
国保の台所は大ピンチ...2~5
保健コーナー.....9
みんなの広場.....10~12
フォトニュース.....13
くらしのカレンダー.....14

■発行/与板町(代表者/与板町長平澤甚九郎) ■電話(0258)(代)72-3100 ■編集/与板町広報編集委員会

くらしのカレンダー (3月16日~4月15日)

16	水	・1才6カ月児健診 母子センター/午後1時より受付 (S61.6.1~S61.8.31迄出生児)	1	金	新学年・新財政年度・エープリルフール
17	木	彼岸入り	2	土	
18	金		3	日	
19	土		4	月	・与板保育園入園式 与板保育園/午前10時~ 清明
20	日	春分の日・家庭の日	5	火	・心配ごと相談室 役場男子厚生室/午後1時30分~ ・補聴器巡回相談日 役場住民課/午前11時30分~12時 ・与板幼稚園入園式 与板幼稚園/午前10時~ ・与板中学校入学式 与板中学校/午後1時30分~
21	月	振替休日	6	水	・与板小学校入学式 与板小学校/午後1時30分~ 春の全国交通安全運動
22	火	・心配ごと相談室 役場男子厚生室/午後1時30分~ ・補聴器巡回相談日 役場住民課/午前11時30分~12時 ・健康相談(血圧) 与板保健所/午前10時~12時 NHK放送記念日	7	木	世界保健デー
23	水	彼岸明け・世界気象デー	8	金	・ポリオ生ワク投与 母子センター/午後1時30分~2時30分 (1回目 S62.6.1~S62.12.31迄出生児) (2回目 S62.1.1~S62.5.31迄出生児) 花まつり
24	木	・与板小学校卒業式 与板小学校/午前9時30分~	9	土	
25	金	・療育相談 与板保健所/午後1時~3時 電気記念日	10	日	・スポーツ広場球場開き スポーツ広場 婦人週間・交通安全家庭の日
26	土	・与板幼稚園卒園式 与板幼稚園/午前10時~	11	月	・行政相談 役場女子厚生室/午後1時30分~ ・補聴器巡回相談日 役場住民課/午前10時~10時30分 ・畜犬登録並びに狂犬病予防注射 (黒川分館/午後1時30分~2時) (都野神社/午後2時20分~3時) メートル法公布記念日
27	日		12	火	・心配ごと相談室 役場男子厚生室/午後1時30分~ ・補聴器巡回相談日 役場住民課/午前11時30分~12時 世界宇宙飛行の日
28	月	・補聴器巡回相談日 役場住民課/午前10時~10時30分	13	水	
29	火	・心配ごと相談室 役場男子厚生室/午後1時30分~ ・補聴器巡回相談日 役場住民課/午前11時30分~12時 ・与板保育園卒園式 与板保育園/午前10時~	14	木	
30	水		15	金	
31	木				



▼今月号は医療費の上昇で苦しい状態である国民健康保険会計について特集してみました。医療費が上昇すれば皆さんから納めて頂く保険料も増額となります。自分の体は自分のものです。健康には充分気をつけてみましょう。▼来月号より、構成を変えてみたいと考えています。広報よいたについてのご意見ご希望がございましたら、どしどしご連絡下さい。

編集室



— 人口 —
(2月29日現在)

男	3,732人 (-1人)	転入	5人	転出	6人
女	3,910人 (+2人)	出生	3人	死亡	1人
計	7,642人 (+1人)				
世帯数	1,814戸 (-3戸)				

医療費上昇

国保の台所は大ピンチ!!



私達はふだん健康であっても、いつどんな時に病気やケガをするかわかりません。そんな時にお金がかかって医師の診療を受けられなかったら大変です。又受けられなかったとしてもそれが大病や大ケガだったりしたら、はかり知れない経済的負担になってしまいます。

こうした事態に備えて、ふだんからお互いが収入に応じてお金を出し合い、いざという時に医療費などの面倒を見合う仕組みが国民健康保険（以下国保）です。

国民健康保険制度は地域医療保険制度として町民の健康の保持増進、福祉の向上に大きな役割を果たして来ましたが、しかし急速に高齢化が進む中で医療費の増大は著しいものがあり、国民健康保険の台所（会計）は火の車というべき苦しい状態です。皆さんから納めて頂く保険料も年々増加の傾向にあります。これはどこに原因があるのでしょうか。今月号では、国保について考えてみましょう。



【表1】国保会計（歳出）の推移

項目	S 58年度	S 59年度	S 60年度	S 61年度
老人保険拠出金	8,182万6千円 (23.5%)	9,098万5千円 (24.0%)	1億1,520万3千円 (28.7%)	9,484万5千円 (23.4%)
保険給付費	2億3,651万9千円 (67.8%)	2億6,430万8千円 (69.6%)	2億4,550万4千円 (61.2%)	2億8,505万4千円 (70.3%)
その他	3,044万5千円 (8.7%)	2,418万8千円 (6.4%)	4,050万円 (10.1%)	2,568万3千円 (6.3%)

苦しい国保会計

①年々増加する医療費（歳出）

国保会計の歳出は保険給付費・老人保険拠出金・その他（助産費・葬祭費・育児手当金）に分けられます。表1で示す通り、最も多いのは保健給付費、いわゆる医療費です。この医療費の増大は全国的に国民の有病率が上昇している為であり、その要因として人口構造の老齢化、成人病等の慢性疾患の増大、健康に対する価値感の変化などが挙げられるといわれています。

当町の昭和六十一年度の医療費は、二億八、五〇五万四千円であり歳出全体の約七〇%を占めています。過去四年間の医療費の推移を見ても昭和六十年度には上昇が抑えられたものの、年々上昇傾向にあります。この医療費の上昇が国保会計を苦しめているといえます。

又表2の一人当りの医療費の推移を見ても昭和六十年度は上昇が抑えられたものの、昭和六十一年度では前年度より、二七、七〇円も上昇しています。三島・古志郡、長岡市と比べてみても一番高く、最低の山古志村とでは、二七、七二円も高くなっています。これは、与板町の被保険者が他市町村に比べて高額の重度になってからの入院患者が多い事が原因と思われる

②年々減少する国の補助金（歳入）

このほか、老人保険への拠出金も国保会計を苦しめている一因です。この拠出金はお年寄りが病気にかかった時の医療費を国保会計が支払うもので年度ごとに金額の大小はありますが、国保会計の中で昭和六十一年度では二三、四%を占めています。

この保険給付費と老人保健拠出金を合すると、全体の九三・七%の医療費となりますので、この二つの増加を抑える事が大きな課題といえます。

国保会計の歳入では、表3でわかる通りその大部分を占めるのが、国庫補助金、つまり国からの補助金と、町民の皆さんが納める保険料です。

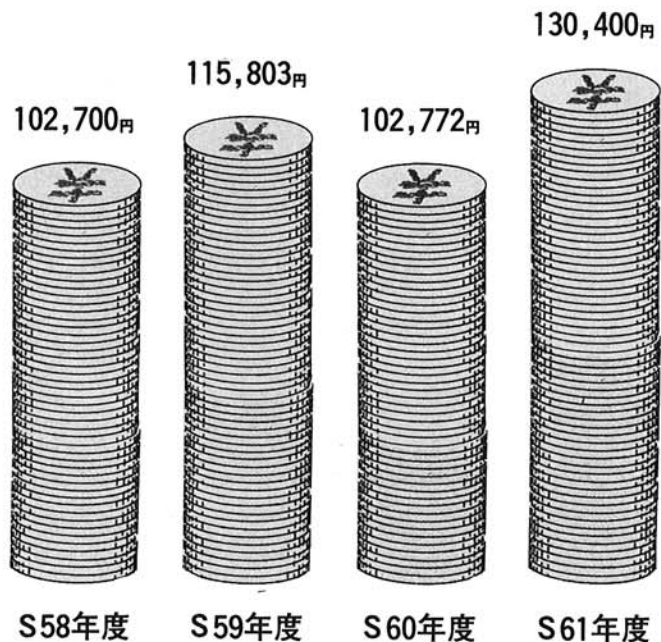
国庫補助金は、他の補助金と同じように年々減らされています。これは国が進めている行政改革のありを受けられているものと思われ、歳出が医療費の増大により、どんどん増えているにもかかわらず、国からの補助金が減っているという事になれば、もう一つ歳入で大きなウェイトを占めている皆さんからの保険料を増やして会計をやりにくくしていくしかない状態が今の国保会計なのです。

この様に医療費の増大、減少する補助金のしわ寄せが保険料のアップにつながって来ています。

【表2】 1人当り医療費の推移と近隣市町村の1人当り医療費

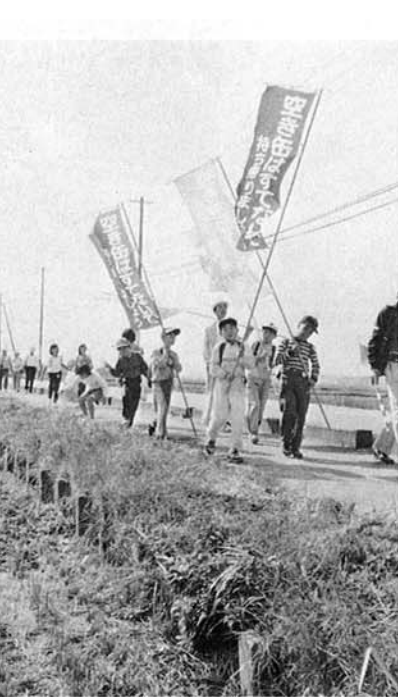
(昭和61年度)

市町村名	金額
越路町	118,348円
三島町	123,522
与板町	130,400
和島村	102,302
出雲崎町	120,332
寺泊町	113,859
山古志村	102,674
長岡市	106,411
新潟県(平均)	106,050



【表5】1人当りの医療費の高い市町村と低い市町村(S61年度)及び65歳以上人口比率(S60年国調)

市町村名	金額	65歳以上人口
清里村	147,529円	15.5%
中郷村	141,126	15.9
三和村	136,494	15.6
高柳町	136,273	20.9
頸城村	130,980	13.8
与板町	130,400	14.5



・昨年の歩け歩け大会

では、この医療費を節約するには、どのような事に気をつけなければならないでしょうか。言い尽されたことですが、まず健康な体づくりです。偏食せず、バランスのとれた栄養をとり、年齢・体力に応じた適度な運動をする事です。そして町で実施している健康診断を必ず受け、自分の体は自分で守るという自覚が必要ではないでしょうか。昭和六十二年の健康診断では対象者一、一六七人の内一、一九

一人ひとりの注意で医療上昇にストップ!!

いう事がいえると思います。当町では、前述した通り地域的には長岡市に近く、医療を受ける面では恵まれていますので、できるだけ軽度内に受診するように心がけましょう。

一人の方(五五%)が受診されましたが、まだまだ充分という受診率ではありません。定期検診による早期発見・早期治療が医療費の低下につながります。又、病状がはかばかしくなったり、他の人からあの病院は良いという話を聞いて、次から次へくらがえしたり、同じ病気で同時に二、三の医者へかかるいわゆるハシゴ受診も医療費のムダ使いにつながります。このほか休日・時間外・深夜受診なども大幅な割増料金がかりますので、よほど緊急でない限り、平日の診療時間内で受診するように心がけましょう。国保会計を圧迫している医療費を抑える事が皆さんの保険料を低下させ、しいては皆さん一人ひとりの健康を維持するという事にもつながるのではないのでしょうか。その為には皆さんのより一層のご理解とご協力が必ずです。



〈医師〉小林豊一さん

受診時間を適切に

人間としては、健康が第一の財産であり、最高の幸せです。健康とは、肉体的にも精神的にも、社会にうまく適合出来る状態をいいます。どんな病気でも、早期受診、早期治療が肝要です。かぜ症候群の場合、日本人の悪い癖で働きながら治そうとする方が多いのは困りものです。健康保険の組合、やむを得ない時以外は、自分の都合での時間外と深夜(午後十時より午前六時まで)の受診は避けて下さい。深夜の場合、初診・再診とも可成り重い加算料がかかります。又、四月から往診料が大幅に上がりますので、自分の都合での往診は極力避けて下さい。一番大事な事は、自分の健康は自分で責任を持つという事です。



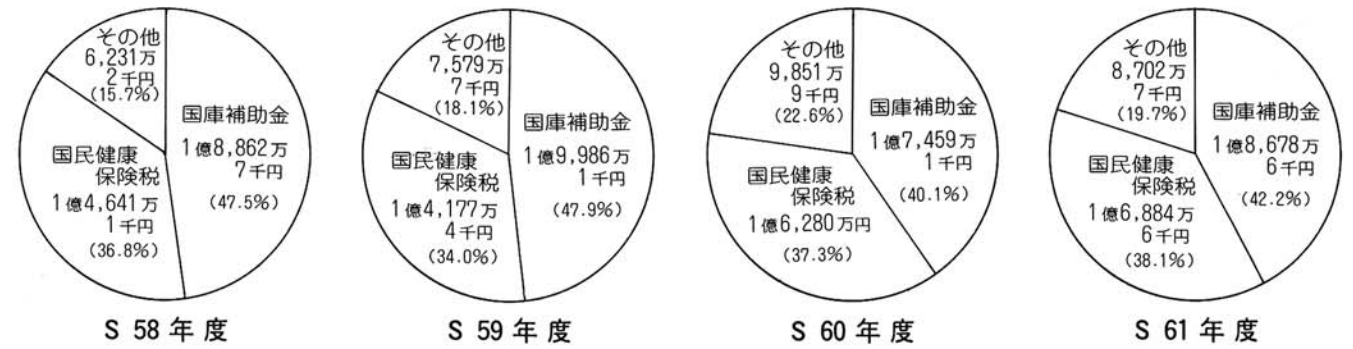
〈保健婦〉金丸茂子さん

早期発見 正しい受診を

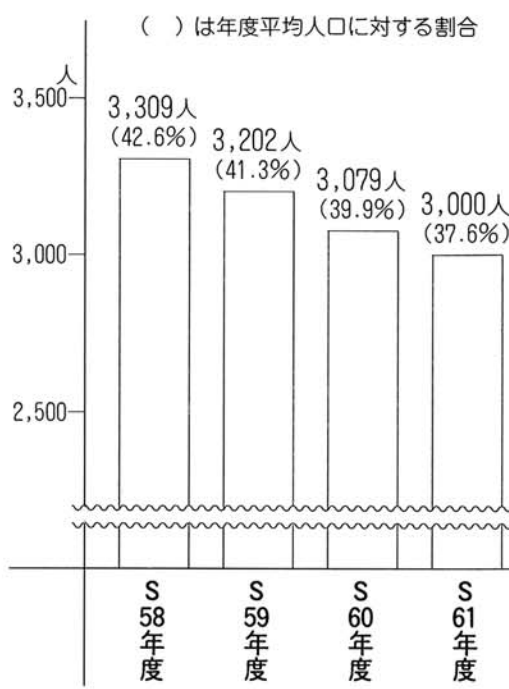
成人病が増え、病気に上手につき合っていく時代になりました。各人の努力で病気の悪化を防ぐ事ができます。高血圧の場合を考えてみましょう。『早期発見・早期治療』血圧のコントロールが良ければ、卒中を起す率は少なくなります。卒中を起すと入院・付き添い・後遺症と医療費だけでなく家庭の負担も大きくなります。『定期的な診察』薬だけもらう。薬が合わない。薬だけもらう。これは非常に危険です。

特に高血圧の場合、病状と自覚症状は同じではありません。病状によって薬が出ますから、定期的な診察を受ける事が病状の悪化を防ぎます。成人病は習慣病と言われます。日常の生活で各人が気をつける事で、自分や家族の負担を減らし、医療費も抑えます。町の健康づくり事業、各種健診を積極的に活用下さい。

【表3】国保会計(歳入)の推移



【表4】国民健康保険の加入者状況



皆さんから納めて頂く保険料は次の四つの計算方法によって算出した額の合計が一年間の金額となります。
 ・所得割(特別控除前の譲渡所得含む)に於いて計算。
 ・資産割(国保加入者世帯の固定資産税(土地・家屋に係る)に於いて計算。
 ・均等割(国保の加入者の数に応じて計算。
 ・平等割(一世帯いくらと定額で計算。
 (参考)S六十二年国民健康保険税率
 所得割 七・四二%
 資産割 四一・八四%
 (前年対比 五・七九%増)

保健税と加入者状況

均等割 一人二一、五五〇円
 (前年対比 四、八一九円増)
 平等割 一世帯三〇、二〇六円
 (前年対比 六、〇九五円増)
 この内国保の加入者の数に応じて計算する均等割については、当町に於ける国保の加入者が表4の通り年々減少している為、一人当りの負担も増えて来ている事がいえると思います。国保加入者の過去四年間の推移を見ると昭和五十八年度から六十一年度にかけて三〇九人も減少しており、町全体の人口に対する割合も四二・六%から三七・六%と五%も減少しています。国保に加入する人は、職場の社会保険に加入している人や、生活保護を受けている人以外の全ての人、つまり農業の方自営業の方とその家族の方です。与板町のみならず、最近の傾向として農家が減り、会社勤めの方が増えた事などが国保加入者の減少につながっているといえます。

地域で差が出る医療費

ここで県内の各市町村の医療費の実態を見ましょう。表5が昭和六十一年度の県内で医療費の高い市町村と低い市町村及びそれに伴う六十五歳以上の人口比率の一覧表です。与板町は高い方から六番目であり高柳町を除くと上越地方に集中している事になります。又、低い市町村を見ると、名立町を除くと下越地方に集中しています。医療費が低い町村はいずれも比較的大きい市の近郊に位置し、高い町村は郡部に集中している事がいえると思います。医療費が高いという事は単純に言えば、医者へかかる人又は



・町で実施している健康診断

回数が多いという事ですが、都市近郊の人よりも郡部の人は病気に罹りやすく、医者へ何回もかよっているのでしょうか?単純にそうばかりとはいえないと思います。又、都市近郊部と郡部とは、年齢別人口構成に多少のずれがあります。都市近郊部は大きな市の衛生的な存在となり、ベッドタウンとして役割を果たしています。必然的に核家族化が進み、表5の通り高齢人口の比率もあまり高くありません。一方郡部では、かつてのような人口の大きな流出に歯止めがかかったものの、依然として人口の減少が続いています。若い人は流出し、お年寄りが増えてしまおうという結果となり、高齢人口も、高い割合をしめしています。医者へ行く機会が多いお年寄りの多い地方で、医療費が高いと



昭和63年

畜犬登録並びに狂犬病 予防注射の実施について

昭和63年度畜犬登録並びに狂犬病予防注射を左記により実施いたしますので、犬を飼っておられる方は、最寄りの会場で必ず受けて下さい。

- 4月11日 黒川分館前 午後1時30分～午後2時
- 都野神社境内 午後2時20分～午後3時
- 4月18日 与板保健所前 午後1時～2時
- 手数料は、四、七六〇円です。
- (つり銭のいらないうようにご用意願います。)
- 登録の際は、ハガキ(三月下旬送付予定)、印鑑、愛



交通安全 キャンペーン 3月

親が手本を 示しましょう

長かった冬も終り、いよいよ子どもたちが屋外で活動する季節になりました。ところが、その尊い命や身体が、交通事故により失われたり傷つけられているのです。そのほとんどが、幼い子どものせいばかりでなく、おとなの責任も大きいのです。家族、地域ぐるみで交通事故から子どもたちを守ってやりましょう。



...子に教え 親が守って 交通安全...

- 「子どもの事故は」
- 家の近くで遊んでいて道路にとび出した。
- 保護者が買物、立話など

S63年度分 交通災害共済 加入者募集中!!

先般、皆さんへ加入申込み書を配布させていただきましたが、まだの方は、申込み期限が近づいておりますので、お早めに申込み下さい。

いつ、どこで、だれが不幸な交通事故に遭うかわか

昭和63年 交通死亡事故0(ゼロ) 2,000日をめざして

テレないで パパもいっしょに 手をあげて

● 2月29日現在 1249日 継続中!!

心身障害児(者)のための 扶養共済制度について

心身障害者を扶養している方々の大きな悩みは、自分の元気なうちはともかく自分の死後、残された障害児(者)を誰が面倒を見てくれるかという事ではないかと思ひます。

もちろん親族が扶養してくれるとしても、精神的・経済的な負担は計り知れないものがあります。

そこで、加入された保護者の方々から毎月一定の掛金を県に納めていただき、加入者に万一のことがあった場合には、その月から年金を支給するしくみです。

- ◎ 加入資格
 - ① 県内に住所を有すること。
 - ② 65才未満であること。
 - ③ 特別の疾病又は障害を有せず、生命保険に加入できる健康状態であること。
- ◎ 障害の種類・程度
 - 次のいずれかに該当する障害をもつ方。
 - ① 精神薄弱児(者)
 - ② 身体障害児(者)であつて一級から三級までの
- ◎ 加入申込先
 - 与板町役場・住民課福祉係まで申込下さい。
- ◎ 加入申込期限
 - 昭和63年3月31日
- ◎ 加入金額は：
 - 加入者が死亡するか、重度の障害者となつたときはその日から心身障害児(者)に対して二〇、〇〇〇円、二口加入者は四〇、〇〇〇円の年金が支給されます。
- ◎ 掛金の免除
 - 加入してから継続して20年以上となり、かつ65才以上に達した者はその後の掛金は免除されます。
- ◎ 掛金
 - 45才以上50才未満 三、二〇〇円
 - 50才以上55才未満 四、一〇〇円
 - 55才以上60才未満 五、三〇〇円
 - 60才以上65才未満 六、八〇〇円
- ◎ 年金額は：
 - 加入者が死亡するか、重度の障害者となつたときはその日から心身障害児(者)に対して二〇、〇〇〇円、二口加入者は四〇、〇〇〇円の年金が支給されます。

国民年金保険料が 改定されます

国民年金の保険料が、今年四月から月額七、七〇〇円になります。

附加保険料(高額年金を受けるための保険料)は月額四〇〇円で変わりません。国民年金は、世代から世代へと順送りにより、お年寄りの生活を支えていくもので

このすばらしい制度は加入者ひとりひとりの保険料で運営されています。老後はやがて訪れるみんなの問題です。国民の義務として保険料は必ず納めましょう。



スポーツ安全協会傷害保険について

3月31日をもって、62年度の保険期間が終了いたします。再加入される団体及び新加入される団体は教育委員会へ申込み下さい。(申請用紙は教育委員会に用意してあります。)

くわしくは教育委員会へ問い合わせください。

国民健康保険税 (第12期 3月分)

● 納期限は 3月31日です

便利だなあ
うっかりするより 振替納税

新入学(園) 児童の 交通事故防止

4月は、新入学(園)児が心はずませて登校(園)します。新入学(園)を控えたかわ

いい子どもたちを交通事故の犠牲にしないよう、みんなで気をつけましょう。



～あぶないよ しんごうチカチカ きけんなしるし～

免許証更新時 特別講習会の開催について

昭和63年第1回講習会を次の通り開催致しますので、ご案内致します。

- ◎ 期日 4月4日(月) 午後7時～
- ◎ 会場 与板町民体育館
- ◎ 受講資格
 - 昭和63年4月4日～昭和63年10月4日までの免許証更新者
- ◎ 申し込み
 - 3月31日(木)までに、受講希望の方は、与板町役場総務課へ電話で申し込み下さい。
 - TEL (72) 3100 内線 26

健康を食べる

～カルシウムを
たっぷり～

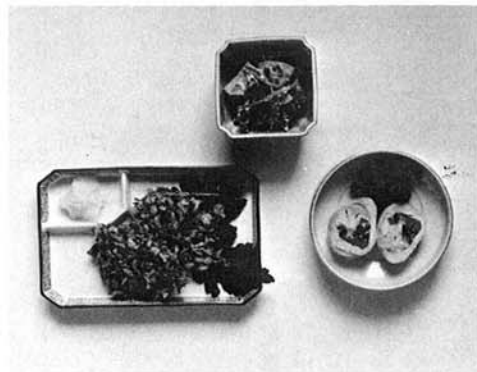
鶏のロールロースト

- 材料 (4人前)
- | | |
|------|-----|
| 鶏手羽肉 | 2枚 |
| 絹さや | 30g |
| 人参 | 30g |
| チーズ | 20g |

- 作り方
- ①鶏肉は厚い部分をそぎ取り、薄い部分に補って厚さを平均にし皮目を下にして塩をふる。
 - ②絹さやは塩ゆでし細切り、人参は拍子切りでゆでる。
 - ③鶏肉にチーズと②を芯にして巻き、上からアルミホイルをしっかりと巻きつけ、フライパンでころがしながら10分ほどやく。

ホーレン草とリンゴの vari あえ

- 材料
- | | |
|-------|------|
| ホーレン草 | 160g |
| リンゴ | 60g |
| 人参 | 40g |



写真上
ホーレン草とリンゴのvariあえ

写真右
鶏のロールロースト

写真左
ひじきとコーンのかき揚げ

- 胡麻 1袋
砂糖・みりん・正油

- ※カテージチーズ
(牛乳 400g 大さじ2を
酢 大さじ2を
牛乳に酢を加え弱火で人肌程度に温め、分離してきたら火からおろし、フキンで軽く絞る。

- 作り方
- ①胡麻をよく擦り、砂糖・みりん・正油・塩を入れ混ぜる。
 - ②リンゴはいちょう切り、人参はせん切り、ホーレン草はゆでて3センチ程に切り、カテージチ

ーズと①であえる。

ひじきとコーンのかき揚げ

- 作り方
- ①柔くもどしたひじき、玉ねぎ、ハムは粗いみじん切りにし、コーン、小麦粉、卵を混ぜ合せ、堅さをみながら水を加え、塩で調味する。
 - ②適当な量を油で揚げる。

与板町食生活改善推進委員協議会

●保健婦さんの

子どもの肥満Ⅱ

気にな
る話!!

2月号で、子どもの肥満の害についてふれました。今回は、食事を中心に、肥満の予防についてあげてみます。

★食生活のポイント★

- ①食事をゆっくり食べさせる。肥満タイプの子は短時間にたくさんの量を食べる傾向が強い。
- ②お菓子類を買いだめしない。肥満タイプの子の食欲は、満腹であっても食べてしまう特徴があります。目に見える所にお菓子をおかない事です。
- ③スナック菓子、清涼飲料のとりすぎに注意する。
- ④食事のバランスを考える。油料理のとりすぎに注意する。子どもの好む料理は、カレーライスやチャーハン、ハンバーグなど油を多く使うものが多いようです。家族全体でも好ましい事ではありません。

★スナック類・清涼飲料★

スナック菓子などのカロリーはどの位なのか、ごはんの量と比べてみましょう。

- ①スナック菓子1袋 → カロリーは、ごはん1.5杯分
- ②カップラーメン・焼そば類

- ③チョコレート (3粒) → カロリーは、ごはん3杯分

- ④清涼飲料・炭酸飲料 (1缶 250ml) → カロリーは、ごはん1/2杯分

- カロリーは、ごはん1/2杯分
- 含まれている砂糖は大さじ山もり1杯程度 (約20g)

子どものおやつは楽しみなものです。食べさせないのではなく、量と質を考えて食べさせてあげるようにしましょう。
(「愛育」6月号より)



石黒愛子さん《稲荷町》 踊の部助教師に認定



県民謡協会の踊の部で、石黒愛子さんが助教師に認定されました。おめでとうございます。

たちばな会会員募集

老若男女を問わず民謡の好きな方
(踊・唄・笛・太鼓・三味線)
・主な活動

敬老会のアトラクション
芸能大会
新潟県民謡大会等に参加
・ご希望の方は下記へ
中川岸 皆川 重衛 (72-2269)
北新町 井上 博 (72-2942)
堤下 吉田クリエーン
グ店 (72-2357)

戦没者の遺族の皆さんへ

— 請求期限が迫っています —

戦没者の遺族の方に特別弔慰金が支給されることをご存じですか。

1. 支給の方法
特別弔慰金は、戦没者一人に対して、額面30万円の国債で支給され、昭和61年から昭和70年までの10年間にわたって毎年3万円ずつ償還されます。
2. 支給の条件
特別弔慰金をうけることができるのは満州事変(昭和6年9月18日)以後の戦没者の遺族のうち、昭和60年4月1日現在において公務扶助料・遺族年金等を受ける方がいない場合です。
3. 支給の対象者
特別弔慰金をうけることができるのは、主として次に記載された遺族のうち、請求の順序に従って、最も順位が先の方お一人に限ります。
4. 請求の期限
請求の期限は、昭和63年6月13日です。期限までに請求しないと受給できなくなりますからご注意ください。

受け方
(2) 戦没者の子
(3) 戦没者と生計を共にしていた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(婚姻・養子縁組により昭和60年4月1日に氏がかわっている方は除かれます。)

(4) (3)以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹 その他の三親等内の親族(戦没者死亡まで引き続いて1年以上生計を共にしていた方に限ります。)

なお、昭和60年6月14日以後にすでに請求された方、及び同順位の遺族として請求に同意された方は、請求しても重ねて受けることができません。

教育長に 小林 毅氏 再任



去る1月21日に行われました昭和63年第1回与板町臨時議会において、教育委員の任命についての議案が提出され、議会の同意を得て小林毅氏が選任されました。これにより、2月15日付をもって与板町教育長に再任されました。

任期は昭和67年2月14日までです。

見事 運動作文 明るい家庭づくり

県知事賞受賞!!



与板小学校5年
塚越彩加さん(原)

「明るい家庭づくり運動、を広く県民に知ってもらい、青少年の健全育成を図るための募集作文に「大好き・父母」という題で家庭の中での自分の存在、お父さん、お母さんの仕事を通しての大切さを自分の感じたままに書き表した作文で応募し、見事に県知事賞をいただきました。

労働保険料の申告納付はお早めに!

昭和63年度の労働保険料の申告と納付の受け付けが、
4月1日から5月16日まで
行われます。

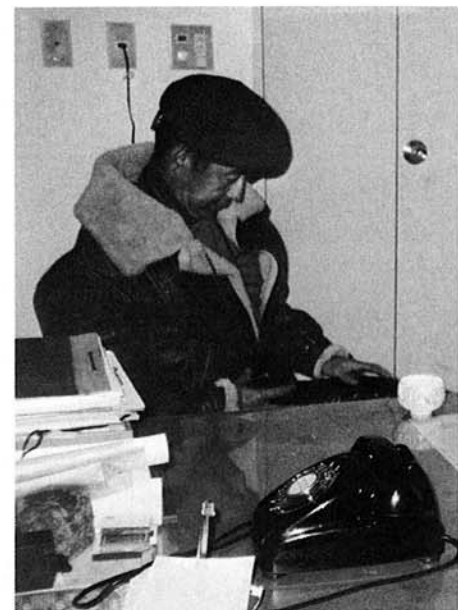
まだ手続きが行われていない事業者の方は、お早めに保険料申告書に保険料を添えて、最寄りの銀行・郵便局・労働基準監督署、労働基準局に提出しましょう。なお各労働基準監督署では、四月及び五月中に管内各地で説明会または集合受付を行っておりますのでご利用下さい。

ご寄附ありがとうございました

昨年6月、井上セツさん(榎原)が3万円を拾い、与板警察署へ届けた所、落し主が現われず時効となりました。

この3万円を交通安全活動にとご寄附頂きました。大変ありがとうございました。

フォトニュース



俳優 宇津井 健氏 歴史民俗資料館訪問

本年より放映されているNHKの大河ドラマ「武田信玄」に、上杉謙信（柴田恭兵）の重臣として与板城主直江大和守実綱（宇津井健）が登場しますが、その役づくりのため歴史民俗資料館に単身で訪問されました。

直江大和守は、天文年間に与板城主となり、上杉謙信の智将として軍事・外交・内政に活躍されました。織田信長・徳川家康等からの書状も残っています。

3日20日(日)から登場されますのでおたのしみに。

おいしい給食をいつもありがとうございます 与板小学校で感謝の集い



いつもおいしい給食をつくって下さるおじさん・おばさんありがとうございます。与板小学校で、給食センターの創立記念日に合わせて、感謝の集いが開催されました。

当日は全校児童が体育館に集まり、児童代表のお礼の作文を読み、全員に首飾りを贈りました。

お釈迦様のお骨をまく行事として、毎年2月15日に行われている徳昌寺のおだんごまきが今月の行われました。

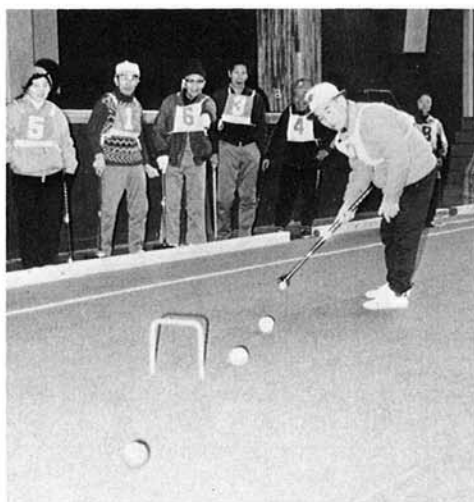
本堂には大勢の人達が集まり、いっせいにまかれた色とりどりのだんごを一心に拾い集めていました。

葛都で賽の神復活!!



葛都で大正末期に消滅した賽の神が2月7日(日)に行われました。

これは、村おこしを兼ね他市町村にとついだ人達も参加してくれればと思う気持ちと、子供達に良い思い出をつかってやりたいとの事で葛都の児童会主催で行われたものです。当日は悪天候にもかかわらず大勢の人達がするめを焼いたりして楽しく過ごしていました。



屋内でも ゲートボールが楽しめます

健康増進の為、町民体育館に待望の屋内ゲートボール用人工芝が用意されました。冬期間又は雨の日でもゲートボールが楽しめます。ご活用下さい。

徳昌寺で恒例のだんごまき



私たちの版画



水車のある風景

私が未だ小学生の頃、本与板の入口（今農協）付近に有りました。現代人には見慣れないが、その反面懐かしい風景であります。

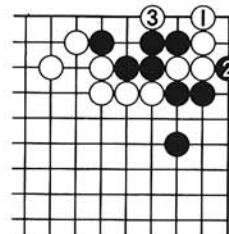
《与板版画クラブ》山崎 仲次郎

施設の利用について

- 施設利用調整会(4月分)のご案内
- 日時 3月23日(水)
- 会場 町民第一会議室
- 対象施設...町民体育館・学校開放・スポーツ広場
- スポーツ広場は雪が消えしだい利用できます。
- 学校開放は登録団体のみ利用できます。登録申請は3月16日(水)まで教育委員会へお願いします。

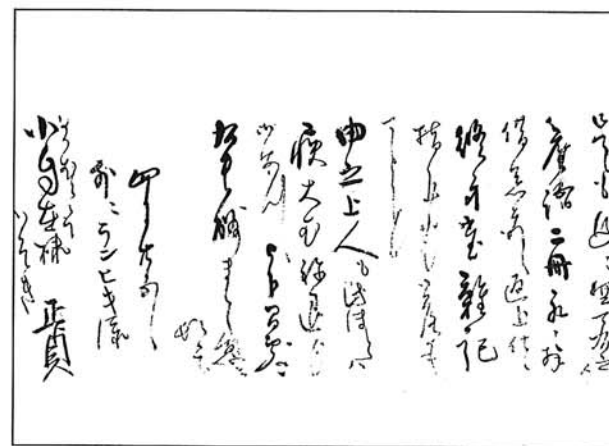
詰碁詰将棋解答

●詰碁正解
攻めは互いに3手ずつだが、白1と自身の手数を伸ばすのが好手で黒2に白3で1手勝。



●詰将棋解答
1二桂成、同金、2四角、1四玉、1二竜、同角、1三角成、同玉、2四金まで9手詰め。

〈解説〉1二桂成に①同玉なら2二と、同銀、2一角、1三玉、2四金。②同角なら2二竜、同銀、2四金。本題は初め2四にいる桂を成り捨て、次にまた2四に打った角も成り捨てる面白さです。



No.10

与板と良寛

良寛の弟由之について

良寛の弟由之が、与板にて仮寓した事はわかっておりますが、どこで病に罹りて亡くなられたかわかりません。与板ではないか、とも言われております。写真の手紙の断簡は、原田正貞より新木自在に宛たつたものです。文面は由之上人と書いてあり、病気の安否が書いてあります。この書簡は、天保二年良寛死後三年か四年頃と思われる。中村にてと書いてありますが、これは北中村と思えます。

この書状は、由之が病に臥せられた時与板におられたなら、無かつたと思えます。又、正貞もおられたなら、この手紙を書かなくてもよかつたと思えます。尚、由之上人と書いてありますが、良寛関係者の仲間では由之は上人良寛を禅師と言ひ合つたのではないかと思ひます。

新木自在とは、新木家十二代の当主新木与五右門と称し、割元役を継ぎ小自在と号される。以南の父富竹の嫡孫で、良寛とはまたいとこにあたります。良寛や亀田鵬齋等と詩歌など交遊のあつた方です。

原田正貞は、良寛の友達の鶴齋の子息で、父子二代にわたり良寛と交遊のあつた人です。

（この書簡は新木古文書、長谷川正次氏の御厚意によるものです。）